

大田区豪雨対策基本方針 パブリックコメントの結果

【募集期間】 令和8年8月10日（月）から8月31日（月）まで

【募集方法】 電子申請、郵送、窓口へ直接持参

【意見総数】 21名（45件）

【パブリックコメントに提出されたご意見と区の考え方】

区民の皆様からいただいたご意見については、趣旨を損なわない範囲で要約または一部を抽出しています。

No.	分類	意見要旨	区の考え方
1	計画全般	上池上地区では、豪雨対策が十分でないと感じている。浸水等の影響により、地域の店舗が営業を継続できなくなるなど、区民生活・地域経済にも影響が生じているため、区として同地区の豪雨対策にしっかりと取り組んでほしい。	上池上地区における豪雨対策の必要性については、令和7年9月11日の豪雨や今年の台風6号など近年の被害状況等を踏まえ、強く認識しています。当該地域の浸水被害が区民生活に与える影響を踏まえ、東京都は現在、下水道施設の強化を進めるなどの対策を講じています。また、区としても上記の整備と連携した道路上の雨水ますの増設等の取組を実施しています。今後も関係機関との連携や上位計画との整合を図りながら、流域対策や家づくり・まちづくり対策、避難対策を含む総合治水対策を進めてまいります。
2	計画全般	豪雨災害の未然防止に向け、早期の治水対策をお願いしたい。例えば、神奈川の鶴見川対策における日産スタジアムの洪水調整池機能は大変素晴らしいと思う。災害は待ったなしの状況であり、区政として第一優先課題としてほしい。	近年の気候変動に伴い頻発する豪雨の浸水被害防止に向けた治水対策は、区としても優先的に取り組むべき事項と認識しております。他自治体における事例も参考にしながら、水害に強い街まちづくりに向けた取り組みを強化してまいります。
3	流域対策	基準値として東京都の基準値である時間雨量85mmが採用されているが、昨年発生した雪谷地区の内水氾濫ではそれを上回る降水量が記録されており、都内では時間雨量100mmを上回る降水量が観測されることも年々増えているため、この基準値の妥当性には危機管理の観点から疑義がある。基準値は時間あたり150mm程度とするのが危機管理として現実的ではないか。	東京都の目標である時間85mm降雨につきましては、気象データや水害リスク、整備期間等を考慮したのですが、近年の気候変動等により時間雨量100mmを超える降水量が観測されています。区としても、より高い目標整備水準への引き上げ等について東京都に要望してまいります。
4	流域対策	大田区では老朽化した小中学校施設の建て替え案件がいくつか進行していると認識している。建て替えに合わせて一時的な貯水施設を校庭の地下に設置するなど、豪雨対策とリンクした取組を検討してほしい。大規模地震発生時の避難所転用における災害用トイレの利活用や、夏季の打ち水利用による温度上昇抑制など、様々な活用シーンが想定でき、設備投資の合理性を補強するメリットもあるのではないか。	大田区では「大田区公共施設整備指針」に基づき、小中学校施設に限らず公共施設を計画する際には、雨水の貯留又は地下への浸透により敷地外への流出を抑制する施設の整備に努めています。また、大規模な施設については雨水の流出抑制に加えて、雨水を利用した節水にも取り組んでいます。引き続き豪雨対策や雨水の活用等に取り組んでまいります。
5	流域対策	緑地拡大の施策が不十分である。予算措置も含めて、特に台地で緑地の少ないところに対して、駐車場・空き家・空き地対策としても積極的に展開すべきであり、樹木保全も区として推進すべきである。庭付き戸建て住宅がワンルーム・アパートになることは下水負荷を増大させるため、区として建築規制により制限すべきである。素案でのグリーンインフラの整備の内容は極めて不十分である。	大田区みどりの条例では、一定規模以上の敷地規模を有する自動車駐車場の設置について緑化計画の届出対象としており、みどりのまちづくりを推進しています。また、空家の敷地内における緑地については、管理不全な状態にあり周辺的生活環境に影響を及ぼすおそれがある場合には、これとは別に、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、所有者等に対し、適切な管理を行うよう指導する場合があります。地域力を生かした大田区まちづくり条例で開発を行う場合は、下水負荷の軽減に向けて雨水流出抑制対策として雨水貯留施設の設置を義務付けています。これにより、降雨時の雨水を一時的に貯留し、流出を抑えることで、下水道への負担を軽減するとともに、浸水被害の軽減にもつながる取組として推進しています。大田区緑の基本計画グリーンプランおおたでは、「大田区ならではの誇れる多様なみどりを未来へ引き継ぐ」「暮らしを支え、こころ豊かになるみどりを増やし、つなげる」といった方針を掲げ、様々な取組を推進しています。こうした取組を進めることで、樹木保全を含めた既存緑地の保全に努めるとともに、緑化の推進に向けて取り組んでまいります。併せて、グリーンインフラの整備を進めることで、区の緑を守り育てるだけでなく、防災・減災に向けた取組にも努めてまいります。
6	流域対策	時間85mmの想定では不十分であり、せめて100mmに対して対策を十分に計画することが必要である。50mm、85mm、100mm、120mmなどの条件に応じて、どのような対策や対応を行うのかを記載し、区民の理解を得た上で検討を進めるべきである。	東京都の目標である時間85mm降雨につきましては、気象データや水害リスク、整備期間等を考慮したのですが、近年の気候変動等により時間雨量100mmを超える降水量が観測されています。区としても、より高い目標整備水準への引き上げ等について東京都に要望してまいります。
7	河川・下水道対策	河川整備についても、コンクリート護岸について少しずつでも土地を取得し、長期的に緑化を進めるべきである。暗渠にした小河川を公園化し、緑化拡大なども具体化すべきである。	コンクリート護岸は東京都が管理をしており、区では治水上の安全性を損なわない範囲で護岸際の緑化などを行っています。河川沿いについては呑川緑道をはじめとする緑化の整備について、大田区緑の基本計画グリーンプランおおたに基づき、取組を推進してまいります。また、都堀や貴船堀など、公共溝渠等の埋め立て跡地を公園として活用し緑地化していますが、区内の小河川(呑川、内川、丸子川)については、今後暗渠化し公園化する計画はありません。

No.	分類	意見要旨	区の考え方
8	流域対策	田園調布地区では、内水氾濫への対応が必須であるにもかかわらず具体性が全く不明である。地下に一時雨水の貯留設備が必要であるにもかかわらず、具体的な目標年度が示されておらず具体性に欠ける。	東京23区の下水道整備および区内を流れる中小河川の整備は、東京都が一体的に実施しており、区は東京都と連携して事業に取り組んでいます。区では、田園調布地区における内水氾濫への対応について、東京都に対し下水道施設等の整備促進について要望をしています。具体的な目標年次は本指針にてお示しておりませんが、区としても関係機関との連携を図りながら、引き続き区民の皆様への防災情報の提供や水害に強い街づくりに向けた取組を強化してまいります。
9	計画全般	豪雨対策は短期的に達成できるとは思えないため、短期的・中期的・長期的な期限に従ってどのような内容（事業）を遂行するのかを示すべきである。	今回策定予定の基本方針は対策の基本的な考え方を示すものであることから、具体的な事業の実施時期等は記載しておりませんが、豪雨対策については短期的・中期的・長期的それぞれの視点から計画的に取り組むことが重要であると認識しています。短期的には、既に住民への避難情報の迅速な提供や土のうの提供、雨水浸透施設や止水板の助成を実施しています。また、東京23区の下水道整備および区内を流れる中小河川の整備は、東京都が一体的に実施しており、区は東京都と連携して事業に取り組んでいます。区では下水道整備や河川整備の都への要望等を引き続き実施していきます。中期的には、グリーンインフラの活用推進など、浸水被害の軽減に向けたインフラ整備に注力します。そして長期的には、気候変動の影響を考慮した持続可能な水害に強いまちづくりに向け取り組んでいます。これら総合治水対策を進めることで、水害に強いまちづくりの実現を目指してまいります。
10	計画全般	区内の排水ポンプ、ポンプ所、マンホールポンプ、道路冠水対策設備等について、東京都その他の管理者とも連携し、今回の千葉豪雨を踏まえた総点検を実施すること。また、ポンプ本体だけでなく、制御設備、受電設備、非常用発電設備等について、冠水、浸水、停電が同時に発生した場合に機能を維持できるか検証すること。一つの設備や電源の故障によって排水機能全体が失われないよう、非常用電源の二重化、設備の耐水化・高所化、予備ポンプ、移動式排水設備等による冗長性を確保し、設備停止時にどの程度の時間で代替排水を開始できるのかまで具体化すること。	区では、関係機関と連携し、実際の被害等を想定したポンプ車訓練の実施を予定しています。ポンプ本体のみならず、稼働に必要な非常用発電設備等についても、冠水、浸水、停電時に機能を維持するための点検等を行っています。引き続き、設備の強化を図るとともに、確実に排水活動を実現できる体制の構築に努めてまいります。
11	流域対策	令和8年8月千葉豪雨で実際に観測された降雨の時間変化を大田区に当てはめ、台地から低地への雨水流入、下水道への流入量、河川水位及び排水能力を組み合わせたシミュレーションを実施し、想定される浸水区域、最大浸水深、浸水継続時間、排水能力を超過する地点及び必要な追加対策を公表すること。現在目標としている時間85mmの降雨への対応だけでなく、それを上回る豪雨についても検証し、施設の能力を超えた場合にも被害を可能な限り抑える「残余リスク対策」を明確にすること。特に久が原台等の台地から低地へ雨水が集中する区西部について、詳細な地形データを用いた地域別の内水氾濫・排水シミュレーションを実施し、坂下、谷底低地、河川沿い及び過去の浸水地点を重点的に検証すること。	東京23区の下水道整備および区内を流れる中小河川の整備は、東京都が一体的に実施しており、区は東京都と連携して事業に取り組んでいます。令和8年8月千葉豪雨の降雨データを活用したシミュレーション及び残余リスク対策の検証に関するご提案については、今後の豪雨対策に向けた参考とし、東京都に要望してまいります。
12	計画全般	河川、下水道、雨水貯留施設、排水ポンプを個別に考えるのではなく、台地から低地への雨水の流入、貯留、下水道・河川への排水までを一体のシステムとして捉え、浸水リスクの高い低地から迅速に水を排除するための、地域別の総合的な排水計画を策定すること。	東京23区の下水道整備および区内を流れる中小河川の整備は、東京都が一体的に実施しており、区は東京都と連携して事業に取り組んでいます。東京都の目標である時間雨量85mm降雨の基準値につきましては、気象データや水害リスク、整備期間等を考慮して採用したものでありますが、近年の気候変動等により時間雨量100mmを超える降水量が観測されていますので、区としても、より高い目標整備水準への引き上げ等により、更なる対策の推進について東京都に要望してまいります。
13	流域対策	「雨水浸透ます」や「雨水タンクの設置」に対する助成については反対である。個人住宅等で雨水を地下に浸透させる施設等の設置を促すという趣旨は理解できるが、そのような施設の設置がそもそも必要になったのは、緑地等の確保をおさなりにして開発を黙認してきたためである。これは行政側の責任である。個人住宅等に設置する場合に助成することは筋違いであり、費用は100%行政で負担すべきである。	雨水浸透施設や雨水タンクの設置助成は、開発指導の対象とならない既存の個人住宅等を対象に、区の総合治水対策の一環として流域対策を進める制度となっています。雨水浸透施設は、雨水を地下へ浸透させることで河川への流出を抑制し、都市排水の負担軽減に資するものです。また、雨水タンクは貯留した雨水を植木や庭への散水等に活用できるなど、区全体の浸水被害軽減とあわせて、設置される住宅にとっても暮らしの利便性向上につながります。こうした公共的な効果と設置者である区民の皆様ご自身への利点の両面を踏まえ、区と設置者双方が費用の一部を負担する制度としております。なお、一定規模以上の開発行為に対しては、別途、区の指導基準に基づき事業者へ雨水流出抑制施設の設置を求めています。いただいたご意見は、今後の助成制度運用の参考とさせていただきます。

No.	分類	意見要旨	区の考え方
14	避難対策	「3.5 避難対策」では、防災行政無線、防災ポータル、防災アプリ、メール、LINE等による情報発信の充実が中心となっているが、水害避難については、情報を受け取った人が実際に安全かつ速やかに避難できる体制が整っているかという観点からの検討が必要である。 特に特区分泊を実施している大田区では、宿泊施設の宿泊者について、一般の区民とは異なる避難上のリスクを考慮する必要がある。宿泊者は地域の地理や水害リスクを十分に把握しておらず、外国人旅行者の場合は日本語の防災情報を理解できない場合もあるため、掲示物による情報提供だけでは実効性に限界がある。また、土地勘のない宿泊者が一斉に屋外へ避難することで、狭い道路等に人が滞留し、地域住民の避難や消防・救急活動を妨げるおそれがある。宿泊者の避難誘導を近隣住民の共助に依存すべきではなく、地域の限られた人的資源は、まず高齢者、障害者、乳幼児等、避難支援を必要とする地域住民のために活用されるべきである。管理者が常駐しない施設については、緊急時の「駆けつけ」体制のみでは、水害の急変性に対応できない可能性がある。 これらを踏まえ、以下の対策を「3.5 避難対策」に明確に位置付けるべきである。 1. 水害リスクのある地域に所在する民泊・宿泊施設について、施設ごとの具体的な水害避難計画を作成すること。 2. 管理者不在型施設について、緊急時の「駆けつけ」だけでなく、建物内に管理者等が常時いる体制を原則とすること。 3. 外国人宿泊者にも確実に避難情報を伝達し、避難誘導できるよう、多言語対応可能な人員を常時配置すること。 4. 宿泊者の避難誘導を近隣住民の善意や共助に依存しないこと。 5. 民泊施設からの避難者が狭い道路や私道に集中し、地域住民の避難や消防・救急活動を妨げることをないよう、施設ごとに避難経路と避難方法を検証すること。 6. 高齢者、障害者、乳幼児等の避難支援を必要とする地域住民への支援が、民泊宿泊者の避難対応によって圧迫されることをないよう、宿泊施設側が必要な避難支援体制を確保すること。 7. 避難所への避難後についても、宿泊者に避難所のルール等を多言語で周知し、事業者が宿泊者の状況把握と必要な連絡・調整を行うこと。 8. 宿泊施設の最大宿泊人数について、地域の避難場所・避難経路・道路等の防災能力との整合性を検証すること。 9. 夜間・早朝、停電、通信障害、エレベーター停止等を想定した避難体制を整備すること。 10. 施設ごとの避難訓練を実施し、実際に宿泊者を安全に避難させることができるかを検証すること。 11. 大田区内の民泊・宿泊施設について、管理者常駐の有無、最大宿泊人数、水害リスク、避難体制等の実態調査を行い、その結果を公表すること。 12. これらの基準を新規施設だけでなく既存施設にも適用し、基準を満たせない管理者不在型施設については管理者常駐への移行または営業形態の見直しを求めるとともに、特に水害リスクが高く狭い道路に面している等、地域住民の避難への影響が大きい施設については、無人での宿泊者受け入れを認めないこと。 大田区の水害対策において重要なのは、単に避難情報を発信することではなく、その情報を受け取ったすべての人が、周囲の住民の避難を妨げることなく安全かつ迅速に避難できる体制を事前に構築することである。民泊を単なる宿泊施設の問題としてではなく、地域全体の水害時の避難安全性に関わる問題として捉え、「誰が、誰を、どのように避難させるのか」という責任の所在を明確にした実効性のある避難対策を策定すべきである。	水害対策において重要なのは、避難情報を発信することにとどまらず、その情報を受け取ったすべての人が、周辺住民の避難や消防・救急活動を妨げることなく、事前に定めた手順に従って安全かつ迅速に避難できる体制を構築することです。特に民泊・宿泊施設については、宿泊者が一時的な滞在者であること、地域の地理や防災事情に不慣れである可能性があること、外国人宿泊者が含まれること、夜間・早朝に利用されること、また施設形態により管理体制が異なること等から、一般住宅とは異なるリスクがあることを認識しています。一方で、民泊・宿泊施設に関する事項については、避難誘導体制（管理者の常駐の有無を含む）、施設ごとの避難経路・避難方法の検証、避難情報の多言語対応、避難訓練の実効性確保、夜間・停電・通信障害・エレベーター停止等の想定、避難所での周知や状況把握、最大宿泊人数の地域の防災能力との整合など、運用面で求められる要素が多岐にわたります。これらを新規・既存を含め一律に求める場合には、制度面および事業者実務の整理が必要であり、また、地域の限られた人的資源の活用が、まず高齢者、障がい者、乳幼児等の避難支援を必要とする地域住民の安全確保に向けられるよう配慮することが重要です。このため、民泊を単なる宿泊施設の問題としてではなく、地域全体の水害時の避難安全性に関わる課題として捉え、「誰が、誰を、どのように避難させるのか」という責任の所在を明確化する観点から、関係部局・関係者と連携し、実効性のある避難対策のあり方について検討してまいります。よって、民泊・宿泊関連事項については、詳細な運用基準については、地震を含む災害全般に共通する事項もあることから、関連する検討状況も踏まえつつ、本区として整理を行うことが必要であり、本方針への反映を含め、住民の安全確保と地域の負担の適正化の両立を図り、関係部局・関係者と連携し、研究してまいります。
15	流域対策	グリーンインフラの導入促進・整備推進については反対である。本件は民間大規模開発事業と公共用地での検討であるが、例えば令和7年の大田区上池台地区浸水対策として有効と判断できるグリーンインフラが検討されているのか疑問である。小規模でもコンクリ等で被覆されていない既存の緑地（個人住宅等の庭も含む）等、雨水を地下に浸透させる緑地を少しでも減らさない施策が必須なのではないか。緑地面積相当の固定資産税を減免する、または同額の補助金交付等の施策を検討すべきである。	大田区グリーンインフラ事業計画では、大田区浸水実績図をもとに、優先的に防災・減災に取り組むべき範囲を定め、同計画に基づいた整備に向けて取り組んでいます。また、大田区緑の基本計画グリーンプランおおたに基づき、既存の緑地の保全だけでなく、区内の緑化推進に向けた様々な緑の取組を進めています。これらの取組を推進することで、区の緑を守り育てるだけでなく、防災・減災に向けた取組に努めてまいります。
16	家づくり・まちづくり対策	土のう（水害に強いまちづくりの促進）については反対である。令和8年3月26日の大田区上池台地区の浸水対策に関する事業説明会に参加した際、土のうを運べない高齢者に対し、地域基盤整備第三課の職員が「お届けします」と説明していた。しかし、依頼するのは豪雨時であり、要請が殺到して対応できない事態が容易に想像できる。上記事業説明会で土のうを活用した水害に強いまちづくりは、絵空事であることを確認した。	土のうの活用を含む水害対策についてご懸念の声をいただいたことを真摯に受け止め、今後の改善に向けた参考にさせていただきます。区としても防災情報の提供や土のう配布等の普及活動を実施し、風水害が起こる前に区民の皆様が必要な数の土のうを確保していただくなど、土のうの不足や配布遅延を防ぐ取り組みを進めてまいります。また、事前に行うことができる浸水対策として、止水板設置の助成も行っております。

No.	分類	意見要旨	区の考え方
17	家づくり・まちづくり対策	浸水想定区域における地盤嵩上げ等については反対である。費用負担は当該敷地所有者となるのか。浸水対策の必要性は理解できても、多額の自己負担を前提で実施する者がどれだけいるか疑問である。さらに地盤沈下のリスクがある。令和8年3月26日の大田区上池台地区の浸水対策に関する事業説明会の際、洗足流れ沿いにご自宅がある方が、敷地の沈降が大きく苦勞されていることを説明されていた。嵩上げ後に地盤沈下で追加工事が必要になった場合、その負担はどうなるのか。負担できる方とそうでない方で格差が生まれかねない対策は政策とは呼べない。	気候変動に伴う豪雨の激甚化から区民の生命・財産を守るためには、「家づくり・まちづくり対策」のみならず、河川整備・下水道整備・流域対策を組み合わせることが重要と考えています。地盤沈下に関するご懸念については、具体的な整備を検討する際には、地盤調査を実施することや適切な工法を選択することで、盛土の地盤沈下リスクへの対策の一つになると考えています。また、盛土のみならず高床式、建物防水、堀や止水板による囲いなど、複数の対策手法が考えられ、より効果的で経済的な実施が可能な手法について、今後、具体的な対策の検討段階においてご意見を参考にまいります。
18	家づくり・まちづくり対策	地盤嵩上げについて反対である。熱海や広島で起きた盛り土による豪雨被害が案じられるためである。	気候変動に伴う豪雨の激甚化から区民の生命・財産を守るためには、「家づくり・まちづくり対策」のみならず、河川整備・下水道整備・流域対策を組み合わせることが重要と考えています。地盤沈下・土砂災害に関するご懸念については、具体的な整備を検討する際には、地盤調査を実施することや適切な工法を選択することで、土砂災害のリスクへの対策の一つになると考えています。また、盛土のみならず高床式、建物防水、堀や止水板による囲いなど、複数の対策手法が考えられ、より効果的で経済的な実施が可能な手法について、今後、具体的な対策の検討段階においてご意見を参考にまいります。
19	流域対策	85mm許容の下水管や貯留施設等の対処療法では何の解決にもならないと考える。昨日も起きた関東での豪雨が、このことを物語っていると思われる。	東京都の目標である時間85mm降雨につきましては、気象データや水害リスク、整備期間等を考慮したのですが、近年の気候変動等により時間雨量100mmを超える降水量が観測されています。区としても、より高い目標整備水準への引き上げ等について東京都に要望してまいります。
20	流域対策	グリーンインフラの推進を求める。土埃のない快適な都会生活を享受してきたわけであるが、アスファルトやコンクリートで囲まれすぎた都心は温暖化をも加速させ、今私たちに牙を向けている。その牙を緩めるためには自然を大切に、また増やすことの意味で、グリーンインフラを進めてもらいたい。	グリーンインフラでは、住みやすい社会基盤施設（インフラ）に、自然環境（グリーン）が有する機能を活用することで、豪雨対策をはじめとする防災・減災だけでなく、暑熱環境緩和など、様々なまちづくりの課題解決につながることを期待されます。今後はグリーンインフラを積極的に取り入れることで、都心での生活の快適性とのバランスを取りながら、区の緑を守り育てる取組を推進できるよう努めてまいります。
21	流域対策	昨今の激増する集中豪雨に備えて、早期に1時間100mmの降水量に耐えられることを目指すべきである。	東京都の目標である時間85mm降雨につきましては、気象データや水害リスク、整備期間等を考慮したのですが、近年の気候変動等により時間雨量100mmを超える降水量が観測されています。区としても、より高い目標整備水準への引き上げ等について東京都に要望してまいります。
22	流域対策	雨水を溜められるように、地下に巨大な貯水施設を作るべきである。避難シェルターとしても使用することができる。	東京23区の下水道整備および区内を流れる中小河川の整備は、東京都が一体的に実施しており、区は東京都と連携して事業に取り組んでいます。区としては、より高い目標整備水準への引き上げ等により、更なる対策の推進について東京都に要望してまいります。
23	家づくり・まちづくり対策	マンションなどに軽くて丈夫で簡単に設置できる組み立て用止水板の配備を推進させ、分電盤や連結ポンプ機械などの重要機器や一階住居への浸水を防止させるとともに、その設置のための補助をすべきである。	令和7年9月11日の豪雨による建築物の浸水被害を踏まえ、区では、同年12月より止水板設置助成制度を開始しています。本制度は、総合的な水害対策の一環として、区内の建築物の所有者等が行う止水板設置に係る経費の一部を区が助成することで、止水板設置を促し、浸水による建築物の被害防止又は軽減を図り、区民の皆様の生命と財産を水害から守ることを目的としています。助成対象施設には、住宅に限らず、マンションや店舗等も含まれます。ただし、国、東京都又は区から同種の補助金等の交付を受ける事業は対象外となります。今後の豪雨や台風などの風水害に備え、各建築物における個別の浸水対策を進めていただくためにも、ぜひ本助成制度をご活用ください。

No.	分類	意見要旨	区の考え方
24	流域対策	最近短時間豪雨100ミリ以上が降ってしまうため、豪雨対策を速やかに100ミリまで対応できるように整備すべきである。	東京都の目標である時間85mm降雨につきましては、気象データや水害リスク、整備期間等を考慮したのですが、近年の気候変動等により時間雨量100mmを超える降水量が観測されています。区としても、より高い目標整備水準への引き上げ等について東京都に要望してまいります。
25	家づくり・まちづくり対策	半地下住宅への浸水被害が多く発生しているため、今後建設する住宅における対策を明示してもらいたい。	区では、これまで区ホームページ、区報、建築の手引き等で、地下室を設ける場合の注意点として止水板の設置や排水ポンプ設置などの浸水予防対策について周知してきました。今後は、浸水被害を防止するための必要な情報提供や普及啓発を強化してまいります。
26	家づくり・まちづくり対策	土砂災害対策は公道私道に関わらず、指導と助成金で整備できるようにすべきである。	区道における土砂災害対策は区が実施しており、引き続き豪雨時の土砂災害対策の強化に努めてまいります。また、私道は生活道路の一部であり、避難通路や救急・消防などの緊急車両の通行にも供されることから、安全で快適な生活環境を整備するために、区内の私道を整備する方を対象に、私道整備助成制度を実施しています。いただいたご意見は、今後の助成制度運用の参考とさせていただきます。
27	その他	鳥によるゴミ飛散、ゴミネット流出による二次的なゴミ集積、タバコの吸い殻投棄など、複数の要因により排水溝が詰まることを防止するため、鳥の嫌がるゴミ袋の使用やバスケット型の固定式ゴミネット導入などの対策を実施するとともに、排水溝の清掃を区の事業として実施すべきである。	鳥によるごみの飛散対策として、蓋付き容器での排出や防鳥用ネットの効果的な使用方法及び収集後は使用者による適切な管理についてご案内しています。また、令和8年度からはボックス型の立体型防鳥用ネットの貸し出しも行っており、当該立体型ネットについては風などで飛ばされないような固定ビンも付属されています。これらの集積所美化推進に関する対策について、引き続き周知に努めてまいります。「大田区屋外における喫煙マナー等に関する条例」では、公共の場所にたばこの吸い殻等を投棄することが禁止されており、区ホームページや区報等で周知しています。今後も周知を徹底するとともに喫煙マナー啓発指導員による指導・啓発業務を通じて喫煙マナーが浸透するよう努めてまいります。区道の側溝及び雨水ますについては区が維持管理を行っており、雨水ますの清掃を定期的に実施しています。引き続き、側溝等の適切な管理を行い、豪雨時の対策に努めてまいります。
28	流域対策	ゲリラ豪雨時に下水管が溢れ、新築住宅でもトイレの水が逆流するなど、現在の気象状況に対応できていない。公園の下への雨水タンク設置や下水管などの施設のアップデートを実施し、豪雨時の排水能力を強化すべきである。	東京23区の下水道整備および区内を流れる中小河川の整備は、東京都が一体的に実施しており、区は東京都と連携して事業に取り組んでいます。区としては、より高い目標整備水準への引き上げ等により、更なる対策の推進について東京都に要望してまいります。
29	流域対策	集中豪雨時に呑川が危険水域に達するため、昨今の集中豪雨にも対応できるよう、地下貯水槽などの整備が必要ではないか。	東京23区の下水道整備および区内を流れる中小河川の整備は、東京都が一体的に実施しており、区は東京都と連携して事業に取り組んでいます。区としては、より高い目標整備水準への引き上げ等により、更なる対策の推進について東京都に要望してまいります。
30	河川・下水道対策	高台の水量をすべて丸子川で受け入れるのは危険であるため、中間地点で東方向に管路を作り、流入を分散させる必要があるのではないかと。また、高台エリアの土砂が丸子川に堆積し、魚の遡上が困難になっているため、早急に浚渫工事を実施する必要があるのではないかと。	東京23区の下水道整備および区内を流れる中小河川の整備は、東京都が一体的に実施しており、区は東京都と連携して事業に取り組んでいます。区としては、より高い目標整備水準への引き上げ等により、更なる対策の推進について東京都に要望してまいります。

No.	分類	意見要旨	区の考え方
31	河川・下水道対策	昨年9月11日の集中豪雨時に水防センターが稼働しておらず、鷹の入りひが洪水となり、周辺の用水があふれ、膝下までの決壊や車1台の水没などの浸水被害が発生した。その後、下水道局・地域基盤整備第三課と協議した際、水防センターがなぜ稼働しなかったのか、また鷹の入りひが以前の半分以下に減少し水量・水流が変わったことについて、1年近く経過しても音沙汰がなく改善されていない。水防センターと鷹の入りひの早急な改善が必要である。また、風致地区の高さ制限により低地エリアで地下室を設ける家屋が増えているため、車庫部分程度の高さの特例を設けることが必要ではないか。隣接する世田谷区との乖離も考慮すべきである。	高さ制限については、丸子川周辺地域の大部分が第一種低層住居専用地域で、建築物の高さに対し周辺の良好な住居の環境を確保する観点から建築基準法の規定や地区計画の規定等において厳しい制限が設けられており、高さの緩和が困難な状況です。地下室を設ける場合は浸水のリスクが高いことから、区では区ホームページ、区報、建築の手引き等で、止水板の設置や排水ポンプ設置などの浸水予防対策について周知してきました。今後は、浸水被害を防止するための必要な情報提供や普及啓発を強化してまいります。田園調布水防センターは、上沼部排水樋門部における排水ポンプの遠隔操作や排水ポンプ車及び非常用発電機、水防資機材を配備した施設となっています。この上沼部排水樋門部には、樋門と排水ポンプが一体となったポンプゲートを東京都下水道局が設置しています。このポンプゲートは、大雨や洪水時に、多摩川の河川水位が排水路の水位よりも高くなり、同水路の排水が困難となった時にポンプで強制的に水を汲み出して排水し、内水氾濫する危険性を減少させるものです。昨年9月11日の豪雨では、多摩川の河川水位が排水路の水位より上昇しなかったため、ポンプゲートは稼働していません。田園調布水防センターと鷹の込樋水門の間にある遊水池については、引き続き改善を東京都に要望してまいります。
32	家づくり・まちづくり対策	昨年9月に上池台5丁目で床下浸水の被害を受けた。上池台は数年ごとに浸水被害が発生し土嚢の準備が常に行われているにもかかわらず、駐車場や玄関が半地下になっているような建物が見受けられる。水害の多い地域であることを踏まえ、浸水被害を受けやすい建物の建築を制限する仕組みが必要ではないか。	浸水リスクの高い地域において地下室の設置を制限することは、浸水被害の抑制に大きく寄与するものと考えますが、高さ制限との関係から土地の有効利用を妨げることにもなることから一律に制限することは困難です。区では、これまで区ホームページ、区報、建築の手引き等で、地下室を設ける場合の注意点として止水板の設置や排水ポンプ設置などの浸水予防対策について周知してきました。今後は、浸水被害を防止するための必要な情報提供や普及啓発を強化してまいります。
33	その他	上池台のバス通りは坂の下に位置する水が集まりやすい地形である。大雨時には必要以上に水を使わないよう周知することが必要と考える。	節水周知につきましては、豪雨時、上池台のバス通りのような地形に雨水等が流入し浸水が発生しやすいので、生活系の排水・給水を減らすことは下水側の負荷を少しでも減らすことができる豪雨対策の一部です。今後、降雨の際には、区民への周知に努めてまいります。
34	河川・下水道対策	大雨が降ると、丸子川と多摩川間の用水路がすぐに満水になり不安である。用水路の蓋設置状況が区間によって異なるため、蓋がない区間にも蓋を設置してほしい。丸子川の川幅が狭く容量が小さいため、大雨時にすぐに氾濫危険水域に達する。川幅を広げたり川底を深くしたりする検討をお願いしたい。世田谷区側の丸子川は川底まで深いため、大田区側も同等の改修が必要である。また、多摩川においてはスーパー堤防を田園調布地域にも導入してほしい。ここ数年、何度も玉堤通りまで水が上がってきており、浸水リスク低減が急務である。	東京23区の下水道整備および区内を流れる中小河川の整備は、東京都が一体的に実施しており、区は東京都と連携して事業に取り組んでいます。区としては、より高い目標整備水準への引き上げ等により、更なる対策の推進について東京都に要望してまいります。
35	河川・下水道対策	線状降水帯による大雨への不安が高まる中、埋め立て地域である下町の洪水リスクが懸念される。多摩川については河川数が広く対応できているが、呑川には不安がある。都内における多摩川の流域面積は広大であるため、洪水対策の強化をお願いしたい。また、首都圏外郭放水路の建設を検討してほしい。	東京23区の下水道整備および区内を流れる中小河川の整備は、東京都が一体的に実施しており、区は東京都と連携して事業に取り組んでいます。区としては、より高い目標整備水準への引き上げ等により、更なる対策の推進について東京都に要望してまいります。

No.	分類	意見要旨	区の考え方
36	流域対策	グリーンインフラの導入効果について、公共施設や民間施設の具体的な導入事例を示すとともに、保水力向上による内水氾濫防止効果を、より積極的に区民や事業者へ周知してほしい。	グリーンインフラを推進するためには、区が積極的に取り組むだけでなく、区民や事業者の皆さまとの協働が必要であると考えております。現在、大田区ではグリーンインフラガイドラインの策定を進めています。策定後はガイドラインを用いた普及啓発を進めるとともに、内水氾濫防止に向けた防災・減災など、様々な効果を有するグリーンインフラの推進に努めてまいります。
37	計画全般	降雨状況の記載において、令和元年東日本台風での田園調布四・五丁目の浸水被害や令和7年9月11日の「記録的短時間大雨情報」に関して、床上浸水・床下浸水件数など、より具体的な大田区での被害状況の詳細を記載すべきではないか。	P6「近年の降雨状況」は、近年、時間50mmを超える降雨発生が増えている状況について記載しています。P8「浸水被害の現状」に浸水実績図を記載していますので、いただいたご意見を踏まえ、被害状況を記載します。
38	流域対策	東京都が設定している時間当たりの降雨基準が引き上げられ、区部では85mmとなっているが、近年100mmを超える降雨が頻発している。区民の生命財産を守るため現状の対策では不十分であり、区として都により一層の対応を要望しているということを強く訴えることが必要ではないかと考える。	東京都の目標である時間85mm降雨につきましては、気象データや水害リスク、整備期間等を考慮したのですが、近年の気候変動等により時間雨量100mmを超える降水量が観測されています。区としても、より高い目標整備水準への引き上げ等について東京都に要望してまいります。
39	流域対策	基本方針は豪雨と浸水の原因として「市街化が進んだ地域で雨水が急速に河川や下水道に流入する」と指摘しながら、その根本原因である「雨水の地下浸透を妨げる開発」を明確に原因として挙げていない。さらに、目標で「緑地・裸地の確保」を掲げているにもかかわらず、大田区の実態は公園をコンクリートや建築物で覆っており、実際のイラストでも地下浸透させるべき校庭や公園を「貯留施設の設置場所」と位置付けるなど、地下浸透を軽視した内容となっている。このため対症療法に終始しており、根本的な対策になっていないことから、この計画は反対である。	公共施設については、雨水の地下浸透を基本としながら、豪雨対策のためにグリーンインフラによる効果を上乗せすることが必要であると考えています。また、区を大きく分けると、空港臨海部、低地部、台地部があり、それぞれ異なった地域特性があるため、地域特性に合った手法を取り入れることが重要となります。そのため、今後も地域特性に合わせた取組の推進に努めてまいります。
40	河川・下水道対策	地下浸透施設の設置と貯留槽の設置を対策の中核としながら、これらの施設設置は個人・事業者の私費負担を伴うため住宅やオフィスの高コスト化を招き、広く物価の高騰をもたらす。税で補助がなされたとしても、税負担の増大を招き納税者の負担増となる。さらに緑地さえ「インフラ」と位置付けられており、区民の過大な税負担を前提としている。加えて、下水管が容量不足の場合は下水道を太くするなどの下水道整備計画により税負担が高騰し、河川整備についても同様である。このように個人・事業者と税負担者の両層に経済的負担が課される不当な経済負担構造を内包しているため、この計画は反対である。	補助金制度の活用促進により、浸透施設や貯留槽設置者の負担軽減を図ってまいります。また、下水道、河川整備、グリーンインフラとしての緑地整備は区民の安全・安心を守るための重要なインフラ設備であり、国や東京都の補助金等を十分に活用し効率的に事業を推進してまいります。
41	その他	ハザードマップによる浸水履歴の公表は個人の財産権を侵害するものであるが、その根本原因は、過去に田畑や緑地であった土地が開発により流出係数が高くなったことにあり、これは行政の都市計画の失敗である。にもかかわらず、行政は自らの都市計画の不備という責任を自覚せず、個人に責任を付加している。本来は行政が開発の抑制による対策を講じるべきであるのに、開発抑制を行わないまま対策を進めることは無責任であり、この計画は反対である。行政の都市計画失敗に由来する浸水被害であることを明確に認識し、開発抑制による根本的対策を講じるべきである。	大田区は昔から人が住みやすく、交通の要路でもあったため、大正から昭和にかけて市街化が進み、都市の基盤は耕地整理と戦災復興の土地区画整理事業を経て、徐々に市街地の改善が行われながら整備されてきました。また、島部等を除いた地域での一定規模以上の開発事業においては、大田区開発指導要綱に基づき一時貯留施設や地下浸透施設等を組み合わせた施設の設置による雨水流出抑制対策を求めています。今後も関係法令や様々な施策を踏まえながら宅地開発と連携した治水対策を推進してまいります。

No.	分類	意見要旨	区の考え方
42	家づくり・まちづくり対策	「高台まちづくり」「地区計画」により地盤をかさ上げる方向へ誘導しており、立地適正化計画でも同様に高台まちづくりに言及している。しかし浸水の根本原因は行政による台地部の開発にあるにもかかわらず、計画内容では低地部の住民に地区計画の策定を誘導し、実質的にかさ上げを強要し経済的負担を負わせることになる。計画で示されるかさ上げの方法には、盛り土による敷地全体の高さ変更、高床家の基礎を高くする、防水性の塀で家を囲む、防水性の外壁を設けるという4つの方法がある。住宅内部に水が入らないようにする盛り土、防水塀、防水外壁による対策は、その分周辺の水を増やすことになり、また盛り土と防水塀・防水外壁は住宅外側の水位を上げる可能性がある。その結果、かさ上げ地区内でかさ上げしなかった住宅の浸水被害が深刻化したり、それまで浸水しなかったかさ上げ地区外のエリアにまで浸水することになる可能性があり、被害を拡大・拡散させることになる。さらに、盛り土など人工的に手を加えた地盤は、過去の熱海の土砂災害に明らかのように、振動など外部からの力に弱いことが示されており、十分な対策を講じないと新たな被害が生じる可能性がある。行政が安全性に疑義のある対策へ誘導することは、将来の二次災害を招くリスクを抱えている。また、開発業者に開発利益を提供する利益誘導的な施策となっている。さらに問題なのは、行政主導で基本方針の中で地区計画の概要を示しながら、最終的には「区域住民の一定割合以上の合意」が必要とされることで、行政の都市計画不備がもたらした浸水被害が、住民合意で作られた地区計画による対応となるため、浸水被害も「自己責任」にされかねない構図であり、行政が自らの責任を放棄しながら住民合意を名目に責任を個人に転嫁する悪質な計画である。以上より、被害拡散リスク、地盤安全性の懸念、行政責任放棄の観点から、この計画は反対である。	気候変動に伴う豪雨の激甚化から区民の生命・財産を守るためには、「家づくり・まちづくり対策」のみならず、河川整備・下水道整備・流域対策を組み合わせることが重要と考えています。ご懸念については、具体的な整備を検討する際には、地盤調査を実施することや適切な工法を選択することで、盛土の地盤沈下リスクへの対策の一つになると考えています。また、盛土のみならず高床式、建物防水、塀や止水板による囲いなど、複数の対策手法が考えられ、より効果的で経済的な実施が可能な手法について、今後、具体的な対策の検討段階においてご意見を参考にしてまいります。
43	その他	計画は個人・事業者に経済的負担を課し税補助の可能性を含む計画を策定しながら、その前提となる「区内の流出係数」について区に情報提供を求めても得られず、東京都に情報公開請求してもなお情報を得られなかった。計画では「貯留槽設置範囲」を示す技術指針を東京都の方針に基づいて大田区が策定しているにもかかわらず、その指針の基礎となる流出係数を都も区も提供しないことは極めて無責任である。根拠の希薄な計画に基づいて個人・事業者に経済的負担を課し、税で補助するなど広く区民に負担を求めることはあってはならない。意見提出を求めながら、その根拠となる「区内の土地利用状況」について情報を提供しないまま意見を書かせていることは、この計画に正当性がないことを明らかにしている。根拠となる流出係数の算出基礎となる区内の土地利用状況についての情報開示が必須であり、これなしには計画そのものが成立しないため、この計画は反対である。	東京23区の下水道整備および区内を流れる中小河川の整備は、東京都が一体的に実施しており、区は東京都と連携して事業に取り組んでいます。施設の整備規模の検討に用いる流出係数については、事業者が東京都となるため、区では管理等しておりませんが、今後も区民の安全を最優先に、必要な整備について東京都に要望してまいります。
44	流域対策	東京都豪雨対策基本方針を参考にしつつも、5つの施策のうち「流域対策」を筆頭にしたのは、「河川整備」「下水道整備」を先に置く都とは異なる点であり、区としてより主体性をもって取り組むのは「流域対策」であることを示していると捉える。「流域対策」は、雨水貯留浸透施設等の設置やグリーンインフラなどは、区民や民間事業者の取組が重要である。特に、新たな取組となるグリーンインフラについて、区民や民間事業者の取組が進むような実効性のある支援策が必要であるとともに、取組が進むとどの程度の雨水浸透機能があるかの見える化も必要であると考ええる。	グリーンインフラは小さな取組を積み重ねていくことで、結果として大きな効果が発揮されるため、様々な主体が取組を進めることが重要であると考えています。そのため、区の出組の積極的な周知に加え、効果の「見える化」についても検討いたします。また、区民や事業者の皆様が取り組む際の参考となる身近な事例を含めた普及啓発を行うことで、区だけでなく、様々な主体によるグリーンインフラの推進を図ってまいります。
45	避難対策	「大田区浸水実績図」は、区民にとって大変重要な情報である。ハザードマップとともに、自分の住む地区の浸水リスクについて知らせていく必要がある。その地区のもつ浸水リスクに合わせた対策を区民、地域がとれるよう、区（特別出張所）としても専門性を高め、地域力推進地区委員会、各町会の防災訓練などの機会に伝わるようにしてほしい。	「大田区浸水実績図」と「大田区防災ハザードマップ」を踏まえ、各地区の浸水リスクに応じた防災情報を、地域力推進地区委員会や学校防災活動拠点訓練などにおいて引き続き周知してまいります。あわせて区（特別出張所）としても防災対策に関する知識を高め、区民・地域が取りえる対策（避難対策、備え、訓練内容等）が具体的に伝わるように各種会議等の場を活用し、区民・地域の防災力強化に尽力してまいります。